

第 172 号 (令和 6 年 7 月 12 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

**[規則]**

- △ 横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則【建築局建築防災課】 3

**[告示]**

- △ 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間の指定【財政局固定資産税課】 8
- △ 附属機関の名称【市民局市民情報課】 9
- △ 生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】 18
- △ 生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】 21
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】 22
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】 24
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 26
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の廃止【健康福祉局生活支援課】 28
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の再開【健康福祉局生活支援課】 29
- △ 生活保護法に基づく介護機関の指定【健康福祉局生活支援課】 30
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】 31
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の休止【健康福祉局生活支援課】 38
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 40

**[公告]**

- △ 市有地の貸付けに関する一般競争入札の施行【脱炭素・GREEN × EXPO 推進局上瀬谷交通整備課】 42
- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 44
- △ 事後調査計画書の提出【みどり環境局環境影響評価課】 46
- △ 排水設備指定工事店の変更【下水道河川局管路保全課】 47
- △ 建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催【建築局建築企画課】 48
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 49
- △ 同【建築局調整区域課】 50
- △ 同【建築局調整区域課】 51
- △ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】 52
- △ 同【建築局調整区域課】 53
- △ 同【建築局調整区域課】 54
- △ 同【建築局調整区域課】 55
- △ 建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築指導課】 56
- △ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】 57
- △ 同【建築局建築指導課】 58
- △ 同【建築局建築指導課】 59

**[区告示]**

- △ 認可地縁団体の告示事項の変更【南区地域振興課】 60
- △ 同【南区地域振興課】 61

△ 同	【戸塚区地域振興課】	62
△ 同	【戸塚区地域振興課】	63
△ 同	【栄区地域振興課】	64
[区公告]		
△ 自動車臨時運行許可番号標の失効	【金沢区総務課】	65
[医療局病院経営本部]		
△ 横浜市病院事業の経営する病院条例施行規程の一部を改正する規程	【病院経営課】	66
[教育委員会]		
△ 横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則	【学校計画課】	67
[職員共済組合]		
△ 令和 5 年度横浜市職員共済組合決算	【職員共済課】	70
[正誤]		
		73

規則

横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 7 月 12 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 66 号

横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例施行規則（平成 29 年 7 月横浜市規則第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項第 1 号中「建築基準法施行令第 1 条第 1 号に規定する敷地（以下「敷地」という。）であって、」を削り、「もの」を「一団の土地の部分」に改め、同項第 2 号ア中「で構成される交差点」を「が交差し、又は接続する箇所（交差又は接続により生ずる内角が 120 度を超える場合を除く。イにおいて同じ。）」に改め、同号イ中「で構成される交差点」を「が交差し、又は接続する箇所」に改め、同号イただし書中「交差点」を「箇所」に改め、同条第 2 項中「、その」を「その」に、「であり」を「であるものに接し、かつ」に、「もの」を「一団の土地の部分」に改める。

第 14 条第 1 号中「。）」の次に「又は狭あい道路に設置された電柱その他これに類するもの（これらを支持する支柱等がある場合は、これを含む。）の除去若しくは移設に要した費用（以下「整備行為に要した費用等」という。）」を加え、同条第 2 号中「狭あい道路」の次に「又は後退用地等」を加え、「後退用地等を除く敷地」を「条例第 9 条第 1 項から第 5 項まで及び第 7 項の規定による協議の対象となる土地（後退用地等を除く。）」に改める。

第 15 条第 1 項を次のように改める。

前条第 1 号の助成金の額は、条例第 5 条第 2 項に規定する道路形態の整備（以下「道路状整備」という。）を行った場合にあっては別表第 1 により、道路状整備以外の整備を行った場合にあっては別表第 2 により算出した額の範囲内で整備行為に要した費用等の額（後退用地等の舗装、整備支障物件の除去若しくは移設又は擁壁の除去若しくは築造（以下「舗装等」という。）に際して他の補助金の交付決定を受けた場合にあっては、当該交付決定を受けた舗装等に要した費用の額を除く。）とする。この場合において、助成金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

第 15 条に次の 1 項を加える。

3 前条第 2 号の奨励金の額は、移設した電柱 1 本につき 100,000 円とする。

第 16 条第 2 項中「は、」の次に「整備行為を行った後、当該」を加え、同条第 3 項及び第 4 項を削り、同条第 5 項中「前項の規定による確認が完了した場合にあっては、整備行為に要した費用」を「整備行為に要した費用等」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条中第 6 項を削り、第 7 項を第 4 項とする。

第 17 条第 1 項中「交付申請を行った者は、前条第 3 項」を「交付を受けようとする者は、同項」に、「申告書の提出を行うとき」を「申請を行う日」に改め、同項ただし書中「第 20 条の」を削り、同条第 2 項中「条例第 14 条第 5 項の規定による」を「条例第 16 条第 3 項の規定により横浜市による管理を実施する旨の」に改める。

第 20 条を削り、第 21 条を第 20 条とし、第 22 条を第 21 条とする。

第 23 条第 1 号を次のように改める。

(1) 路線型整備を行う道路が次のいずれにも該当するものであって当該道路を一体的に整備することが適当であると市長が認めるものであること。

ア 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項の道路であること。

イ 交差点と交差点を結ぶ道路であること又は交差点からの長さがおおむね 30 メートル以上の道路であること。

第 23 条を第 22 条とし、第 24 条を第 23 条とし、第 25 条を第 24 条とする。

第 26 条中「整備行為に要した費用」を「整備行為に要した費用等」に改め、同条を第 25 条とし、第 27 条を第 26 条とする。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 15 条第 1 項）

1 整備支障物件の除去

整備支障物件の種類		助成金の額	
塀、門柱及び門扉		見付面積 1 平方メートルにつき	4,000 円
設備	給排水管その他これに類するもの	除去（移設に伴う除去を除く。）に要した額。ただし、施工 1 件につき 250,000 円を限度とする。	
	ガス管その他これに類するもの		
	電柱その他これに類するもの	除去（移設に伴う除去を除く。）に要した額。ただし、施工 1 件につき 900,000 円を限度とする。	
樹木	生け垣を構成するも		

	の及び低木以外の樹木	1 本につき	13,000円
	生け垣	1 本につき	2,000円

2 整備支障物件の移設

整備支障物件の種類		助成金の額	
塀及び門柱		見付面積 1 平方メートルにつき	18,000円
門扉		1 組につき	123,000円
設備	給排水管その他これに類するもの	移設に要した額。ただし、施工 1 件につき 250,000 円を限度とする。	
	ガス管その他これに類するもの		
	電柱その他これに類するもの	移設に要した額。ただし、施工 1 件につき 900,000 円を限度とする。	

3 狭あい道路に設置された電柱その他これに類するものの除去又は移設

物件の種類	助成金の額
電柱その他これに類するもの	除去（移設に伴う除去を除く。）又は移設に要した額。ただし、施工 1 件につき 900,000 円を限度とする。

4 擁壁の除去

物件の種類	助成金の額
擁壁のうち、上端と下端との垂直距離が 1 メートルを超える部分	見付面積 1 平方メートルにつき 21,000円

（備考）

この表による助成金の金額は、500,000 円を限度とする。

5 擁壁の築造

物件の種類	助成金の額
擁壁のうち、上端と下端との垂直距離が 1 メートルを超える部分	見付面積 1 平方メートルにつき 87,000円

（備考）

この表による助成金の金額は、3,500,000 円を限度とする。

6 後退用地等の整備

整備の種類	助成金の額	
側溝移設を伴う舗装	整備間口の長さ 1 メートルにつき	71,000円
側溝移設を伴わない舗装	舗装面積 1 平方メートルにつき	13,000円
道路内のますの移設	1 件につき	202,000円

別表第 2 ( 第 15 条 第 1 項 )

1 整備支障物件の除去

整備支障物件の種類		助成金の額	
電柱その他これに類するもの		除去（移設に伴う除去を除く。）に要した額。ただし、施工 1 件につき 900,000 円を限度とする。	
樹木	生け垣を構成するもの及び低木以外の樹木	1 本につき	13,000円
	生け垣	1 本につき	2,000円

2 整備支障物件の移設

整備支障物件の種類	助成金の額
電柱その他これに類するもの	移設に要した額。ただし、施工 1 件につき 900,000 円を限度とする。

3 狭あい道路に設置された電柱その他これに類するものの除去又は移設

物件の種類	助成金の額
電柱その他これに類するもの	除去（移設に伴う除去を除く。）又は移設に要した額。ただし、施工 1 件につき 900,000 円を限度とする。

4 擁壁の除去

物件の種類	助成金の額	
擁壁（ <sup>のり</sup> 下法擁壁（当該擁壁が接している道路の地盤面より低い位置にある擁壁であって、道路の保護のため築造され、及び管理されているものをいう。以下同じ。）に限る。）のうち、上端と下端との垂	見付面積 1 平方メートルにつき	21,000円

直距離が 1 メートルを超える部分		
-------------------	--	--

( 備 考 )

この表による助成金の金額は、500,000 円を限度とする。

5 擁壁の築造

物件の種類	助成金の額	
擁壁（下法擁壁に限る。）のうち、上端と下端との垂直距離が 1 メートルを超える部分	見付面積 1 平方メートルにつき	87,000円

( 備 考 )

この表による助成金の金額は、3,500,000 円を限度とする。

6 後退用地等の整備

整備の種類	助成金の額	
舗装	舗装面積 1 平方メートルにつき	13,000円

附 則

( 施 行 期 日 )

- 1 この規則は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

( 経 過 措 置 )

- 2 この規則による改正後の横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例施行規則第 15 条第 1 項及び第 3 項、第 16 条、別表第 1 並びに別表第 2 の規定は、この規則の施行の日以後に開始する横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例（平成 28 年 12 月横浜市条例第 62 号）第 9 条第 1 項から第 5 項まで及び第 7 項の規定による協議（以下「協議」という。）に係る補助金の交付について適用し、同日前に開始した協議に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

告 示

横 浜 市 告 示 第 294 号 ( 令 和 6 年 7 月 3 日 掲 示 済 )

土 地 価 格 等 縦 覧 帳 簿 及 び 家 屋 価 格 等 縦 覧 帳 簿 の 縦 覧 期 間  
の 指 定

令 和 6 年 度 の 土 地 価 格 等 縦 覧 帳 簿 及 び 家 屋 価 格 等 縦 覧 帳 簿 の 縦 覧  
期 間 の 延 長 ( 令 和 6 年 4 月 横 浜 市 告 示 第 107 号 ) に お い て 別 途 告 示  
で 定 め る こ と と さ れ て い る 期 日 の う ち 、 次 に 掲 げ る 地 域 に 住 所 等 を  
有 す る 者 に つ い て の 土 地 価 格 等 縦 覧 帳 簿 及 び 家 屋 価 格 等 縦 覧 帳 簿 の  
縦 覧 期 間 は 、 令 和 6 年 9 月 2 日 ま で と す る 。

令 和 6 年 7 月 3 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

都 道 府 県 名	指 定 地 域
富 山 県	富 山 県
石 川 県	金 沢 市 、 小 松 市 、 加 賀 市 、 羽 咋 市 、 か ほ く 市 、 白 山 市 、 能 美 市 、 野 々 市 市 、 能 美 郡 川 北 町 、 河 北 郡 津 幡 町 、 河 北 郡 内 灘 町 、 羽 咋 郡 宝 達 志 水 町 、 鹿 島 郡 中 能 登 町

横浜市告示第 295 号

附属機関の名称

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 31 条の規定により、会議の公開の対象とする附属機関は、次のとおりである。

令和 6 年 7 月 12 日

横浜市長 山中竹春

附属機関

- 横浜市旧上瀬谷通信施設地区活用事業審査委員会
- 横浜国際港都建設事業旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理審議会
- 横浜国際港都建設審議会
- 横浜市大都市自治研究会
- 横浜市男女共同参画審議会
- 横浜市広報企画審議会
- 横浜市民間資金等活用事業審査委員会
- 横浜市防災会議
- 横浜市国民保護協議会
- 横浜市市庁舎商業施設運営事業者選定評価委員会
- 横浜市行政不服審査会
- 横浜市不正防止内部通報及び特定要望記録・公表制度委員会
- 横浜市特別職職員議員報酬等審議会
- 横浜市衛生管理審査委員会
- 横浜市公務災害補償等審査会
- 横浜市公務災害補償等認定委員会
- 横浜市外郭団体等経営向上委員会
- 横浜市公立大学法人評価委員会
- 横浜市税制調査会
- 横浜市入札等監視委員会
- 横浜市財産評価審議会
- 横浜市保有資産公募売却等事業予定者選定委員会
- 横浜市公共事業評価委員会
- ヨコハマ国際まちづくり推進委員会
- 横浜市個人情報保護審議会
- 横浜市情報公開・個人情報保護審査会
- 横浜市いじめ問題調査委員会
- 横浜市市民協働推進委員会
- 横浜市住居表示審議会
- 横浜市スポーツ推進審議会
- 横浜文化賞選考委員会
- 横浜市美術資料収集審査委員会

横浜市創造界限形成推進委員会  
 横浜市新技術開発等支援事業審査会  
 横浜市大規模小売店舗立地審議会  
 横浜市消費生活審議会  
 横浜市駐留軍関係離職者等対策協議会  
 横浜市勤労者福祉共済運営審議会  
 横浜マイスタ一選考委員会  
 横浜市中央卸売市場開設運営協議会  
 横浜市児童福祉審議会  
 横浜市子ども・子育て会議  
 横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会  
 横浜市社会福祉審議会  
 横浜市墓地等設置紛争調停委員会  
 横浜市福祉調整委員会  
 横浜市社会福祉法人施設審査会  
 横浜市福祉のまちづくり推進会議  
 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会  
 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に  
 関する審議会  
 横浜市災害弔慰金等支給審査委員会  
 横浜市民生委員推薦会  
 横浜市公害健康被害認定審査会  
 横浜市公害健康被害診療報酬審査会  
 健康横浜 21 推進会議  
 よこはまウォークポイント共同事業者選定等委員会  
 横浜市国民健康保険運営協議会  
 横浜市国民健康保険障害児育児手当金障害程度審査委員会  
 横浜市小児慢性特定疾病審査会  
 横浜市指定難病審査会  
 横浜市障害者施策推進協議会  
 横浜市障害支援区分認定審査会  
 横浜市精神保健福祉審議会  
 横浜市障害者差別の相談に関する調整委員会  
 横浜市精神医療審査会  
 よこはま多世代・地域交流型住宅整備・運営事業者選定等委員会  
 横浜市介護認定審査会  
 横浜市介護保険運営協議会  
 横浜市保健医療協議会  
 横浜市救急医療検討委員会  
 横浜市予防接種事故対策調査会

横浜市感染症診査協議会  
 横浜市墓地等設置財務状況審査会  
 人と動物との共生推進よこはま協議会  
 食の安全・安心推進横浜会議  
 横浜市医療安全推進協議会  
 横浜市衛生研究所倫理審査委員会  
 横浜市立病院経営評価委員会  
 横浜市環境創造審議会  
 横浜みどりアップ計画市民推進会議  
 横浜市公園公民連携推進委員会  
 横浜市協働の森基金審査委員会  
 横浜環境活動賞審査委員会  
 横浜市環境影響評価審査会  
 横浜市下水道事業経営研究会  
 横浜市水洗化紛争仲介委員会  
 横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会  
 横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会  
 横浜市資源循環局保土ヶ谷工場整備工事技術提案等評価委員会  
 横浜市都市計画審議会  
 横浜市住宅政策審議会  
 横浜市市営住宅等入居者選考審議会  
 横浜市環境配慮型住宅及び持続可能な住宅地整備事業者選定委員  
 会  
 横浜市建築審査会  
 横浜市開発審査会  
 横浜市建築・開発紛争調停委員会  
 横浜市建築物環境配慮評価認証委員会  
 横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会  
 横浜市 E S C O 事業提案審査委員会  
 横浜市土地利用審査会  
 横浜市都市美対策審議会  
 横浜市地域まちづくり推進委員会  
 横浜市屋外広告物審議会  
 横浜国際港都建設事業二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第 1  
 期地区土地区画整理審議会  
 横浜国際港都建設事業新綱島駅周辺地区土地区画整理審議会  
 横浜市交通安全対策会議  
 横浜市自転車等施策検討協議会  
 横浜市自転車駐車場管理運営業務評価委員会  
 横浜市道路高架下等利用計画検討会

- 横浜市道路トンネル工事技術提案等評価委員会
- 横浜市港湾審議会
- 横浜市山下ふ頭再開発検討委員会
- 横浜市埋立事業用地処分等事業者選定等委員会
- 横浜市救急業務検討委員会
- 横浜市水道局衛生管理審査委員会
- 横浜市交通局衛生管理審査委員会
- 横浜市営交通経営審議会
- 横浜市社会教育委員会
- 横浜市文化財保護審議会
- 横浜市教職員第一健康審査会
- 横浜市教職員第二健康審査会
- 横浜市学校規模適正化等検討委員会
- 横浜市教科書取扱審議会
- 横浜市就学奨励対策審議会
- 横浜市いじめ問題専門委員会
- 横浜市学校保健審議会
- 指定管理者選定評価委員会等
- 横浜市鶴見区地区センター及び横浜市鶴寿荘指定管理者選定委員会
- 横浜市鶴見公会堂指定管理者選定委員会
- 横浜市鶴見スポーツセンター指定管理者選定委員会
- 横浜市鶴見区民文化センター指定管理者選定評価委員会
- 横浜市白幡公園こどもログハウス指定管理者選定委員会
- 横浜市鶴見区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会
- 横浜市鶴見区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会
- 横浜市神奈川区地区センター指定管理者選定委員会
- 横浜市神奈川公会堂指定管理者選定委員会
- 横浜市神奈川スポーツセンター指定管理者選定委員会
- 横浜市神奈川区民文化センター指定管理者選定評価委員会
- 横浜市うらしま荘指定管理者選定委員会
- 横浜市神大寺中央公園こどもログハウス指定管理者選定委員会
- 横浜市神奈川区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会
- 横浜市神奈川区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会
- 横浜市西区地区センター及び横浜市西公会堂指定管理者選定委員会
- 横浜市西スポーツセンター指定管理者選定委員会
- 横浜市野毛山荘指定管理者選定委員会
- 横浜市境之谷公園こどもログハウス指定管理者選定委員会
- 横浜市西区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会

- 横浜市西区福社保健活動拠点指定管理者選定委員会
- 横浜市中区地区センター指定管理者選定委員会
- 横浜市中区開港記念会館指定管理者選定委員会
- 横浜市中区スポーツ一ツセンター指定管理者選定委員会
- 横浜市中区麦田清風荘指定管理者選定委員会
- 横浜市中区柏葉公園こどもログハウス指定管理者選定委員会
- 横浜市中区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会
- 横浜市中区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会
- 横浜市中区地区センター及び横浜市南寿荘指定管理者選定委員会
- 横浜市中区公会堂指定管理者選定委員会
- 横浜市中区スポーツ一ツセンター指定管理者選定委員会
- 横浜市中区永田みなみ公園こどもログハウス指定管理者選定委員会
- 横浜市中区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会
- 横浜市中区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会
- 横浜市中区港南区地区センター指定管理者選定委員会
- 横浜市中区港南区公会堂指定管理者選定委員会
- 横浜市中区港南区スポーツ一ツセンター指定管理者選定委員会
- 横浜市中区港南区市民文化センター指定管理者選定評価委員会
- 横浜市中区蓬萊荘指定管理者選定委員会
- 横浜市中区港南区台北公園こどもログハウス指定管理者選定委員会
- 横浜市中区港南区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会
- 横浜市中区上永谷駅前地域ケアプラザ及び横浜市上永谷駅前コミュニティセンター指定管理者選定委員会
- 横浜市中区港南区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会
- 横浜市中区保土ヶ谷地区センター指定管理者選定委員会
- 横浜市中区保土ヶ谷公会堂指定管理者選定委員会
- 横浜市中区保土ヶ谷スポーツ一ツセンター指定管理者選定委員会
- 横浜市中区狩場緑風荘指定管理者選定委員会
- 横浜市中区川島町公園こどもログハウス指定管理者選定委員会
- 横浜市中区保土ヶ谷地区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会
- 横浜市中区保土ヶ谷地区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会
- 横浜市中区旭区地区センター指定管理者選定委員会
- 横浜市中区旭公会堂指定管理者選定委員会
- 横浜市中区旭スポーツ一ツセンター指定管理者選定委員会
- 横浜市中区旭区市民文化センター指定管理者選定評価委員会
- 横浜市中区福寿荘指定管理者選定委員会
- 横浜市中区上白根大池公園こどもログハウス指定管理者選定委員会
- 横浜市中区旭区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会
- 横浜市中区旭区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会
- 横浜市中区磯子地区地区センター及び横浜市喜楽荘指定管理者選定委員

会  
 横浜市磯子公会堂指定管理者選定委員会  
 横浜市磯子スポーツセンター指定管理者選定委員会  
 横浜市磯子区民文化センター指定管理者選定評価委員会  
 横浜市磯子区光台駅前公園こどもログハウス指定管理者選定委員会  
 横浜市磯子区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会  
 横浜市磯子区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会  
 横浜市金沢区地区センター指定管理者選定委員会  
 横浜市金沢公会堂指定管理者選定委員会  
 横浜市金沢スポーツセンター指定管理者選定委員会  
 横浜市晴嵐かなざわ指定管理者選定委員会  
 横浜市富岡八幡公園こどもログハウス指定管理者選定委員会  
 横浜市金沢区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会  
 横浜市西柴地域ケアプラザ及び横浜市西柴コミュニティハウス指定  
 管理者選定委員会  
 横浜市金沢区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会  
 横浜市港北区地区センター指定管理者選定委員会  
 横浜市港北公会堂指定管理者選定委員会  
 横浜市港北スポーツセンター指定管理者選定委員会  
 横浜市港北区民文化センター指定管理者選定評価委員会  
 横浜市菊名寿楽荘指定管理者選定委員会  
 横浜市綱島公園こどもログハウス指定管理者選定委員会  
 横浜市港北区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会  
 横浜市新羽地域ケアプラザ及び横浜市新羽コミュニティハウス指定  
 管理者選定委員会  
 横浜市港北区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会  
 横浜市緑区地区センター指定管理者選定委員会  
 横浜市緑公会堂指定管理者選定委員会  
 横浜市緑スポーツセンター指定管理者選定委員会  
 横浜市緑区民文化センター指定管理者選定評価委員会  
 横浜市緑ほのぼの荘指定管理者選定委員会  
 横浜市霧が丘公園こどもログハウス指定管理者選定委員会  
 横浜市緑区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会  
 横浜市緑区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会  
 横浜市青葉区地区センター指定管理者選定委員会  
 横浜市青葉公会堂及び横浜市青葉スポーツセンター指定管理者選  
 定委員会  
 横浜市青葉区民文化センター指定管理者選定評価委員会  
 横浜市ユートピア青葉指定管理者選定委員会  
 横浜市美しが丘公園こどもログハウス指定管理者選定委員会

横浜市青葉区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会  
 横浜市青葉区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会  
 横浜市都筑区地区センター及び横浜市つづき緑寿荘指定管理者選  
 定委員会  
 横浜市都筑公会堂指定管理者選定委員会  
 横浜市都筑スポーツセンター指定管理者選定委員会  
 横浜市鴨池公園こどもログハウス指定管理者選定委員会  
 横浜市都筑区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会  
 横浜市都田地域ケアプラザ及び横浜市都田地区センター指定管理  
 者選定委員会  
 横浜市都筑区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会  
 横浜市戸塚区地区センター及び横浜市戸塚公会堂指定管理者選定  
 委員会  
 横浜市戸塚スポーツセンター指定管理者選定委員会  
 横浜市戸塚区民文化センター指定管理者選定評価委員会  
 横浜市戸塚柏桜荘指定管理者選定委員会  
 横浜市踊場公園こどもログハウス指定管理者選定委員会  
 横浜市戸塚区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会  
 横浜市戸塚区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会  
 横浜市栄区地区センター指定管理者選定委員会  
 横浜市栄公会堂及び横浜市栄スポーツセンター指定管理者選定委  
 員会  
 横浜市栄区民文化センター指定管理者選定評価委員会  
 横浜市翠風荘指定管理者選定委員会  
 横浜市桂山公園こどもログハウス指定管理者選定委員会  
 横浜市栄区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会  
 横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ及び横浜市本郷地区センター指  
 定管理者選定委員会  
 横浜市栄区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会  
 横浜市泉区地区センター指定管理者選定委員会  
 横浜市泉公会堂指定管理者選定委員会  
 横浜市泉スポーツセンター指定管理者選定委員会  
 横浜市泉区民文化センター指定管理者選定評価委員会  
 横浜市泉寿荘指定管理者選定委員会  
 横浜市いずみ台公園こどもログハウス指定管理者選定委員会  
 横浜市泉区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会  
 横浜市泉区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会  
 横浜市瀬谷区地区センター及び横浜市瀬谷和楽荘指定管理者選定  
 委員会  
 横浜市瀬谷公会堂指定管理者選定委員会

横浜市瀬谷区市民文化センター	指定管理者	選定	委員会
横浜市瀬谷区中央公園こどもログハウス	指定管理者	選定	評価委員会
横浜市瀬谷区地域ケアプラザ	指定管理者	選定	委員会
横浜市瀬谷区福祉保健活動拠点	指定管理者	選定	委員会
横浜市男女共同参画センター	指定管理者	選定	評価委員会
横浜市庁舎駐車場	指定管理者	選定	評価委員会
横浜市スポーツ一家指定管理	指定管理者	選定	評価委員会
横浜市形の家指定管理	指定管理者	選定	評価委員会
横浜市市民文化会館	指定管理者	選定	評価委員会
横浜市美術館	指定管理者	選定	評価委員会
横浜市民ギャラリー	指定管理者	選定	評価委員会
横浜市民ギャラリー	指定管理者	選定	評価委員会
横浜市民陶芸センター	指定管理者	選定	評価委員会
横浜市長浜ホール	指定管理者	選定	評価委員会
横浜市大倉山記念館	指定管理者	選定	評価委員会
横浜市民プラザ	指定管理者	選定	評価委員会
横浜市大佛次郎記念館	指定管理者	選定	評価委員会
横浜市能楽堂	指定管理者	選定	評価委員会
横浜市久良岐能舞台	指定管理者	選定	評価委員会
横浜みなとみらいホール	指定管理者	選定	評価委員会
横浜市芸能センター	指定管理者	選定	評価委員会
横浜市消費生活総合センター	指定管理者	選定	評価委員会
横浜市技能文化会館	指定管理者	選定	評価委員会
横浜市青少年施設	指定管理者	選定	評価委員会
横浜市青少年野外活動センター	指定管理者	選定	評価委員会
横浜こども科学館	指定管理者	選定	評価委員会
横浜市地域療育センター	指定管理者	選定	委員会
横浜市墓地等指定管理	指定管理者	選定	委員会
横浜市斎場	指定管理者	選定	委員会
横浜市社会福祉センター	指定管理者	選定	評価委員会
横浜市福祉保健研修交流センター	指定管理者	選定	評価委員会
横浜市スポーツ一ツ医科学センター	指定管理者	選定	評価委員会
横浜市総合保健医療センター	指定管理者	選定	評価委員会
横浜市保護施設	指定管理者	選定	委員会
横浜市寿生活館	指定管理者	選定	委員会
横浜市生活自立支援施設	指定管理者	選定	評価委員会
横浜市寿町健康福祉交流センター	指定管理者	選定	評価委員会
横浜市障害者スポーツ文化センター	指定管理者	選定	評価委員会
横浜市総合リハビリテーションセンター	指定管理者	選定	評価委員会

- 会
- 横浜市障害者研修保養センター指定管理者選定評価委員会
- 横浜市つたのは学園及び中山みどり園指定管理者選定委員会
- 横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者選定評価委員会
- 横浜市高齢者保養研修施設指定管理者選定評価委員会
- 横浜市養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム指定管理者選定委員会
- 横浜市救急医療センター指定管理者選定評価委員会
- 横浜市立みなと赤十字病院指定管理者選定委員会
- 横浜市立脳卒中・神経脊椎センター介護老人保健施設指定管理者選定委員会
- 横浜市公園及び公園施設指定管理者選定評価委員会
- 横浜市動物園等指定管理者選定評価委員会
- 横浜自然観察の森指定管理者選定評価委員会
- 横浜市市営住宅等指定管理者選定評価委員会
- 横浜市道路附属物自動車駐車場指定管理者選定評価委員会
- 横浜市物流等関連施設等指定管理者選定評価委員会
- 横浜市海づり施設等指定管理者選定評価委員会
- 横浜市大さん橋等指定管理者選定評価委員会
- 横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会
- 横浜市社会教育コナ指定管理者選定評価委員会
- 横浜市国際学生会館指定管理者選定評価委員会
- 横浜市少年自然の家指定管理者選定評価委員会
- 横浜市山内図書館指定管理者選定評価委員会

横 浜 市 告 示 第 296 号

生 活 保 護 法 に 基 づ く 医 療 機 関 の 指 定

生 活 保 護 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 144 号 ） 第 49 条 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 並 び に 永 住 帰 国 し た 中 国 残 留 邦 人 等 及 び 特 定 配 偶 者 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 （ 平 成 6 年 法 律 第 30 号 ） 第 14 条 第 4 項 の 規 定 に よ る 医 療 機 関 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

令 和 6 年 7 月 12 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 診 療 所 又 は 薬 局

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
令 和 6 年 4 月 1 日	平 石 耳 鼻 咽 喉 科 医 院	金 沢 区 釜 利 谷 東 二 丁 目 16 番 36 号
令 和 6 年 5 月 1 日	イ ム ノ フ ァ ー マ シ ー	鶴 見 区 市 場 富 士 見 町 8 番 2 号
同	ふ じ た あ ん し ん ク リ ニ ッ ク	西 区 高 島 二 丁 目 10 番 13 号
同	福 田 皮 膚 科 ク リ ニ ッ ク	西 区 藤 棚 町 1 丁 目 12 0 番 地
同	横 浜 み な と 外 科 ク リ ニ ッ ク	中 区 太 田 町 1 丁 目 7 番 地 の 1
同	ま え ざ わ 内 科 ク リ ニ ッ ク	南 区 吉 野 町 3 丁 目 7 番 地 の 17
同	今 井 内 科 ク リ ニ ッ ク	港 南 区 日 限 山 二 丁 目 1 番 33 号
同	六 浦 皮 膚 科	金 沢 区 六 浦 南 二 丁 目 8 番 5 号
同	た な べ 整 形 外 科 せ ぼ ね ・ 骨 粗 し ょ う 症 ク リ ニ ッ ク	緑 区 十 日 市 場 町 819 番 地 の 13
同	あ す 香 薬 局	青 葉 区 あ ざ み 野 二 丁 目 12 番 地 の 4
同	松 風 台 ク リ ニ ッ ク	青 葉 区 桂 台 二 丁 目 1 番 地 の 2
同	し ら と り 台 あ お ば 耳 鼻 咽 喉 科	青 葉 区 し ら と り 台 2 番 地 の 17
同	た ま プ ラ ー ザ は ら 内 科 ・ 消 化 器 ク リ ニ ッ ク	青 葉 区 新 石 川 二 丁 目 2 番 地 の 2
同	は る の 木 こ ど も ク リ ニ ッ ク	青 葉 区 藤 が 丘 一 丁 目 14 番 地 の 49

同	ニュータウン北眼科	都筑区中川中央一丁目 31 番 1 号
令和 6 年 6 月 1 日	横浜わたなべ消化器内科・内視鏡クリニック鶴見院	鶴見区鶴見中央一丁目 31 番 2 号
同	まりこどもクリニック港南台	港南区港南台三丁目 3 番 1 号
同	アウル薬局	金沢区釜利谷東四丁目 53 番 16 号
同	スギ薬局大倉山駅西店	港北区大倉山二丁目 2 番 8 号
同	ドラッグセイムス港北小机薬局	港北区小机町 93 番地の 1
同	アリス薬局下田町店	港北区下田町三丁目 13 番 1 号
同	医療法人社団エキクリ綱島駅前内科小児科クリニック	港北区綱島西一丁目 6 番 19 号
同	クリエイト薬局横浜日吉店	港北区日吉七丁目 15 番 21 号
同	キュアケアデンタルクリニック	緑区中山一丁目 6 番 1 号
同	長津田おさまる歯科クリニック	緑区長津田四丁目 5 番 4 号
同	横浜ゆりまりメンタルクリニック	都筑区茅ヶ崎中央 1 番 2 号
同	横浜センター北ほしクリニック内視鏡内科・肛門外科	都筑区中川中央一丁目 30 番 1 号
同	クリエイト薬局戸塚秋葉町店	戸塚区秋葉町 440 番地の 1
同	秋葉町ゆいクリニック	戸塚区秋葉町 444 番地の 2
同	ドラッグセイムス踊場駅前薬局	泉区中田南一丁目 3 番 18 号
同	医療法人社団陽友会ゆう在宅クリニック瀬谷	瀬谷区阿久和西三丁目 1 番地の 13

2 指定訪問看護事業者

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和 6 年 4 月 1 日	医療法人社 団 医誠会	海老名市柏 ヶ谷 584 番 地の 2	訪問看護ステ ーションプラ チナ・ヴィラ 青葉台	青葉区鴨志田 町 75 番地の 1
令和 6 年 5 月 1 日	株式会社 A L T K E Y	南区宮元町 2 丁目 37 番 地	そら音訪問看 護ステーション 横浜南	南区宮元町 2 丁目 37 番地
同	株式会社イ ンテイメイ ト	東京都練馬 区石神井台 3 丁目 9 番 3 号	ピリナ訪問看 護ステーション	都筑区北山田 五丁目 1 番 53 号
同	株式会社関 内メディカ ルサポート	西区みなと みらい六丁 目 3 番 4 号	みなと訪問看 護ステーション	戸塚区秋葉町 291 番地の 2
同	有限会社イ ージェイ	泉区和泉中 央南四丁目 21 番 28 号	訪問看護ステ ーションレガ リア	泉区和泉中央 南四丁目 21 番 28 号

横浜市告示第 297 号

生活保護法に基づく施術者の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による施術者として、次のとおり指定した。

令和 6 年 7 月 12 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	氏名	名称	所在地
令和 6 年 7 月 1 日	三 芳 大 祐	鍼灸マッサージ 治療院 Z E A L 子安店	神奈川区子安通 1 丁目 5 番地の 1
同	河 合 篤 志	アマーレ治療院	南区万世町 1 丁目 1 番地
同	菊 地 千 明	同	同
同	藤 山 祐 子	開設なし	港南区港南台一丁 目 50 番 3 号
同	藤 尾 郁 哉	まごころ鍼灸マ ッサージ治療院 横浜港南営業所	港南区日限山一丁 目 66 番 6 号
同	三 浦 恵 美 子	同	同
同	酒 谷 知 宏	保土ヶ谷接骨院	保土ヶ谷区岩井町 29 番地
同	久 保 智	優々鍼灸マッ サー治療院	旭区上川井町 178 番地の 4
同	内 山 和 之	東京在宅サービ ス東京鍼灸マッ サー治療院新 宿本店	東京都新宿区新宿 1 丁目 5 番 4 号

横浜市告示第 298 号

生活保護法に基づく指定医療機関の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 7 月 12 日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

変更年月日	名称	所在地
平成 31 年 2 月 6 日	(新)医療法人川俣クリニック	中区麦田町 4 丁目 107 番地
	(旧)川俣クリニック	
令和 6 年 2 月 1 日	(新)やの調剤瀬谷ひなたやま薬局	瀬谷区下瀬谷一丁目 41 番地の 5
	(旧)矢野調剤薬局瀬谷店	
令和 6 年 4 月 1 日	(新)センター南消化器内科・内視鏡クリニック	都筑区茅ヶ崎中央 24 番 3 号
	(旧)山崎消化器クリニック	
令和 6 年 5 月 1 日	(新)こがね町すこやか内科・内視鏡クリニック	南区西中町 2 丁目 31 番地
	(旧)こがね町すこやかクリニック	

2 変更訪問看護事業者等

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和 6 年 4 月 1 日	楓の風在宅療養支援株式会社	(新)港北区新横浜三丁目 2 番地の 6	在宅療養支援ステーション 楓の風横浜あさひ	旭区中尾二丁目 2 番 15 号
		(旧)神奈川県鶴屋町 3 丁目 32 番地の 13		
同	楓の風在宅療養支援株式会社	(新)港北区新横浜三丁目 2 番地の 6	在宅療養支援ステーション 楓の風金沢文	金沢区釜利谷東二丁目 9 番 14 号

		(旧) 神 奈 川 区 鶴 屋 町 3 丁 目 32 番 地 の 13	庫	
同	グ ッ ド フ ェ イ ス 株 式 会 社	港 北 区 綱 島 西 二 丁 目 7 番 18 号	訪 問 看 護 リ ハ ビ リ ス テ ー シ ョ ン ホ ー ム	(新) 港 北 区 綱 島 西 二 丁 目 7 番 18 号  (旧) 港 北 区 樽 町 四 丁 目 5 番 3 号
同	(新) 株 式 会 社 N Y  (旧) 合 同 会 社 Y K S	東 京 都 練 馬 区 春 日 町 3 丁 目 6 番 1 号	横 浜 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン L I B	港 北 区 新 羽 町 2,037 番 地 の 4
同	楓 の 風 在 宅 療 養 支 援 株 式 会 社	(新) 港 北 区 新 横 浜 三 丁 目 2 番 地 の 6  (旧) 神 奈 川 区 鶴 屋 町 3 丁 目 32 番 地 の 13	在 宅 療 養 支 援 ス テ ー シ ョ ン 楓 の 風 戸 塚	戸 塚 区 平 戸 町 678 番 地 の 1
同	医 療 法 人 社 団 鵬 友 会	(新) 泉 区 下 飯 田 町 1,609 番 地 の 1  (旧) 泉 区 新 橋 町 1,783 番 地	ほ う ゆ う 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン	泉 区 池 の 谷 3, 901 番 地

横浜市告示第 299 号

生活保護法に基づく指定施術者の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定施術者を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 7 月 12 日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	氏名	名称	所在地
令和 4 年 7 月 1 日	北 嶋 義 和 基	(新)まごころ鍼灸 マッサージ治療 院横浜緑営業所	(新)緑区三保町 2,30 0 番地
		(旧)まごころ鍼灸 マッサージ治療 院横浜港南営業 所	(旧)港南区下永谷五 丁目 80 番 28 号
令和 5 年 8 月 1 日	宮 澤 有 子	(新)アイジュ鍼灸 マッサージ院	(新)鶴見区平安町 1 丁目 6 番 10 号
		(旧)きくな鍼灸マ ッサージ治療院	(旧)神奈川区西寺尾 二丁目 24 番 2 号
令和 6 年 5 月 1 日	岡 本 幸 也	まごころ鍼灸マ ッサージ治療院 横浜港南営業所	(新)港南区日限山一 丁目 66 番 16 号
			(旧)港南区下永谷五 丁目 80 番 28 号
同	河 原 康 太	同	(新)港南区日限山一 丁目 66 番 16 号
			(旧)港南区下永谷五 丁目 80 番 28 号
同	小 坂 順 平	同	(新)港南区日限山一 丁目 66 番 16 号
			(旧)港南区下永谷五 丁目 80 番 28 号
同	佐 藤 善 行	同	(新)港南区日限山一 丁目 66 番 16 号
			(旧)港南区下永谷五 丁目 80 番 28 号
同	佐 野 優	同	(新)港南区日限山一 丁目 66 番 16 号

			(旧) 港南区下永谷五丁目 80 番 28 号
同	高橋 光 義	同	(新) 港南区日限山一丁目 66 番 16 号 (旧) 港南区下永谷五丁目 80 番 28 号
同	武田 英 昭	同	(新) 港南区日限山一丁目 66 番 16 号 (旧) 港南区下永谷五丁目 80 番 28 号
同	平林 秀 基	同	(新) 港南区日限山一丁目 66 番 16 号 (旧) 港南区下永谷五丁目 80 番 28 号
同	山本 涼 子	同	(新) 港南区日限山一丁目 66 番 16 号 (旧) 港南区下永谷五丁目 80 番 28 号
令和 6 年 5 月 10 日	吉川 英 樹	(新) 訪問 マッサージカモミール	(新) 港南区日限山二丁目 7 番 4 号
		(旧) さくら鍼灸マッサージ院	(旧) 栄区笠間一丁目 5 番 1 号
令和 6 年 5 月 27 日	中村 枝里香	(新) フレアス在宅マッサージ横浜神奈川施術所	(新) 神奈川区片倉二丁目 72 番 6 号
		(旧) 株式会社アメニティーサービス横浜北営業所鍼灸・マッサージ院	(旧) 都筑区仲町台二丁目 1 番 19 号
令和 6 年 6 月 1 日	横溝 航	(新) ユズリア治療院	都筑区川和町 795 番地の 1
		(旧) 開設なし	

横浜市告示第 300 号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 6 年 7 月 12 日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
令和 5 年 9 月 22 日	ピーキッズ歯科	鶴見区矢向五丁目 3 番 23 号
令和 5 年 12 月 28 日	おいかわ眼科	金沢区能見台通 8 番 1 号
令和 6 年 3 月 31 日	カシワバ薬局本郷町店	中区本郷町 2 丁目 56 番地の 9
同	平石耳鼻咽喉科医院	金沢区釜利谷東二丁目 16 番 36 号
令和 6 年 4 月 1 日	吉田こどもクリニック	栄区野七里一丁目 4 番 22 号
令和 6 年 4 月 30 日	イムノファーマシー	鶴見区市場富士見町 8 番 2 号
同	ふじたあんしんクリニック	西区高島二丁目 10 番 13 号
同	福田皮ふ科クリニック	西区藤棚町 1 丁目 12 番 0 番地
同	横浜みなと外科クリニック	中区太田町 1 丁目 7 番地の 1
同	まえざわ内科クリニック	南区吉野町 3 丁目 7 番地の 17
同	医療法人社団山崎胃腸科内科クリニック	港南区港南台九丁目 29 番 2 号
同	今井内科クリニック	港南区日限山二丁目 1 番 33 号
同	六浦皮ふ科	金沢区六浦南二丁目 8 番 5 号
同	森田歯科医院	港北区菊名六丁目 13 番 53 号
同	たなべ整形外科横浜脊椎オペクリニック	緑区十日市場町 819 番地の 13
同	あす香薬局	青葉区あざみ野二丁目 12 番地の 4
同	松風台クリニック	青葉区桂台二丁目 1 番地の 2
同	しらとり台耳鼻咽喉	青葉区しらとり台 2

	科	番地の 17
同	たまプラーザはら内科・消化器クリニック	青葉区新石川二丁目 2 番地の 2
同	はるの木こどもクリニック	青葉区藤が丘一丁目 14 番地の 49
同	ニュータウン北眼科	都筑区中川中央一丁目 31 番 1 号
令和 6 年 5 月 6 日	医療法人社団湘仁会上星川アイ眼科	保土ケ谷区上星川一丁目 2 番 10 号
令和 6 年 5 月 31 日	フローラ薬局	中区相生町 3 丁目 63 番地の 1
同	映双薬局	栄区長沼町 187 番地

2 廃止訪問看護事業者

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和 6 年 3 月 31 日	医療法人徳寿会	徳島県吉野川市鴨島町内原 432 番地	訪問看護ステーションプラチナ・ヴィラ青葉台	青葉区鴨志田町 75 番地の 1
令和 6 年 5 月 31 日	株式会社レミス	神奈川県西神奈川三丁目 18 番地の 1	のぼたん横浜訪問看護ステーション	神奈川県西神奈川三丁目 18 番地の 1

横浜市告示第 301 号

生活保護法に基づく指定施術者の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定施術者を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 6 年 7 月 12 日

横浜市長 山中 竹 春

廃止年月日	氏名	名称	所在地
令和 6 年 3 月 31 日	安 達 輝 芳	保土ヶ谷接骨院	保土ヶ谷区岩井町 29 番地
令和 6 年 5 月 19 日	小 川 恭 範	えびすマッサー ジ	東京都豊島区巢鴨 3 丁目 34 番 3 号

横浜市告示第 302 号

生活保護法に基づく指定医療機関の再開

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり再開した旨の届出があった。

令和 6 年 7 月 12 日

横浜市長 山中 竹 春

診療所又は薬局

再開年月日	名称	所在地
令和 6 年 5 月 1 日	イムラック泌尿器科	港南区上大岡西一丁目 19 番 17 号

横浜市告示第 303 号

生活保護法に基づく介護機関の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

令和 6 年 7 月 12 日

横浜市長 山中竹春

介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 6 年 3 月 1 日	岡田孝弘	旭区中希望が丘 111 番地	オカダ外科医院	旭区中希望が丘 111 番地

横浜市告示第 304 号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 7 月 12 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 2 年 8 月 31 日	(新)生活協同組合パルシステム神奈川	港北区新横浜三丁目 18 番地の 16	(新)生活協同組合パルシステム神奈川ぬくもり横浜北	緑区北八朔町 160 番地
	(旧)生活協同組合パルシステム神奈川ゆめコープ		(旧)生活協同組合パルシステム神奈川ゆめコープぬくもり横浜北	
同	(新)生活協同組合パルシステム神奈川	(新)港北区新横浜三丁目 18 番地の 16	(新)生活協同組合パルシステム神奈川ぬくもり藤が丘	青葉区藤が丘二丁目 4 番地の 14
	(旧)生活協同組合パルシステム神奈川ゆめコープ	(旧)港北区新横浜二丁目 15 番地の 10	(旧)生活協同組合パルシステム神奈川ゆめコープぬくもり藤が丘	
令和 5 年 5 月 1 日	合同会社アウル	磯子区上中里町 393 番地の 1	訪問介護ふくろう	(新)磯子区上中里町 393 番地の 1
				(旧)磯子区馬場町 3 番 3 号
令和 5 年 5 月 12 日	合同会社 Human Connection	(新)中区富士見町 2 番地の 6	訪問介護らふケア	(新)中区富士見町 2 番地の 6
		(旧)中区長者町 3 丁目 8 番地の 13		(旧)中区長者町 3 丁目 8 番地の 13
令和 5 年 5 月 22 日	あんしんケアマネジメント株式会社	西区高島二丁目 10 番 13 号	あんしんケア鶴見	(新)鶴見区鶴見中央一丁目 21 番 11 号
				(旧)鶴見区鶴見中央二丁目 2 番 23 号

令和 5 年 7 月 31 日	生活協同組 合パルシス テム神奈川	港北区新横 浜三丁目 18 番地の 16	生活協同組 合パルシス テム神奈川 ぬくも り藤が丘	(新)青葉区もえ ぎ野 13 番地 の 21 (旧)青葉区藤 が丘二丁目 4 番地の 14
令和 5 年 8 月 1 日	株式会社ニ チイ学館	東京都千代 田区神田駿 河台 4 丁目 6 番	ニチイケアセ ンター上大岡	(新)港南区上 大岡西一丁目 17 番 26 号 (旧)港南区上 大岡西一丁目 13 番 8 号
令和 5 年 10 月 27 日	特定非営利 活動法人ホ ームヘルプ サービス緑	(新)緑区霧が 丘四丁目 18 番地の 17 (旧)緑区十日 市場町 1,25 8 番地の 4	ホームヘルプ サービス緑	(新)緑区霧が 丘四丁目 18 番地の 17 (旧)緑区十日 市場町 831 番地の 6
令和 6 年 4 月 1 日	(新)労働者協 同組合労働 センター事 業団 (旧)企業組 合労働セン ター事業団	東京都豊島 区東池袋 1 丁目 44 番 3 号	労協横浜戸塚 地域福祉事業 所訪問介護 あいの家	戸塚区戸塚町 1,545 番地の 2

2 居宅介護事業者（訪問看護）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業 所の所在地
令和 6 年 4 月 1 日	楓の風在宅 療養支援株 式会社	(新)港北区新 横浜三丁目 2 番地の 6 (旧)神奈川区 鶴屋町 3 丁 目 32 番地の 13	在宅療養支援 ステーション 楓の風横浜 あさひ	旭区中尾二丁 目 2 番 15 号
同	同	(新)港北区新 横浜三丁目 2 番地の 6 (旧)神奈川区 鶴屋町 3 丁 目 32 番地の 13	在宅療養支援 ステーション 楓の風金沢 文庫	金沢区釜利谷 東二丁目 9 番 14 号
同	グッドフェ イス株式会 社	港北区綱島 西二丁目 7 番 18 号	訪問看護リハ ビリステ ーションホーム	(新)港北区綱島 西二丁目 7 番 18 号 (旧)港北区樽 町四丁目 5 番 3 号

同	楓の風在宅療養支援株式会社	(新) 港北区新横浜三丁目 2 番地の 6	在宅療養支援ステーション 楓の風戸塚	戸塚区平戸町 678 番地の 1
		(旧) 神奈川県鶴屋町 3 丁目 32 番地の 13		

3 居宅介護事業者（通所介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 4 月 1 日	(新) 労働者協同組合労協センター事業団	東京都豊島区東池袋 1 丁目 44 番 3 号	労協横浜戸塚地域福祉事業所であいの家	戸塚区戸塚町 2,599 番地
	(旧) 企業組合労協センター事業団			

4 居宅介護事業者（通所リハビリテーション）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 7 月 24 日	公益社団法人日本海員掖済会	(新) 東京都文京区湯島 1 丁目 5 番 28 号	介護老人保健施設 えきさい 横浜	中区山田町 1 番地の 1
		(旧) 東京都中央区明石町 1 番 29 号		

5 居宅介護事業者（短期入所療養介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 7 月 24 日	公益社団法人日本海員掖済会	(新) 東京都文京区湯島 1 丁目 5 番 28 号	介護老人保健施設 えきさい 横浜	中区山田町 1 番地の 1
		(旧) 東京都中央区明石町 1 番 29 号		

6 居宅介護事業者（地域密着型通所介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 5 月 15 日	ウォータークエア横浜株式会社	西区平沼一丁目 1 番 3 号	(新) 一織庵金沢文庫東	(新) 金沢区釜利谷東七丁目 1 番 16 号
			(旧) 一織庵金沢文庫	(旧) 金沢区町屋 3 番 10 号
令和 6 年 4 月 1 日	(新) 労働者協同組合労協	東京都豊島区東池袋 1	(新) 横浜中部地域福祉事業所	中区寿町 3 丁目 12 番地の 5

	センター事業団	丁目 44 番 3 号	
	(旧) 企業組合 労協センター事業団		(旧) 企業組合 労協センター事業団 横浜地域福祉事業所

7 居宅介護支援事業者

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和 2 年 8 月 31 日	(新) 生活協同組合 パルシステム 神奈川	港北区新横浜三丁目 18 番地の 16	(新) 生活協同組合 パルシステム 神奈川 ぬくもり 横浜北	緑区北八朔町 160 番地
	(旧) 生活協同組合 パルシステム 神奈川 ゆめコープ		(旧) 生活協同組合 パルシステム 神奈川 ゆめコープ ぬくもり 横浜北	
同	(新) 生活協同組合 パルシステム 神奈川	(新) 港北区新横浜三丁目 18 番地の 16	(新) 生活協同組合 パルシステム 神奈川 ぬくもり 藤が丘	青葉区藤が丘二丁目 4 番地の 14
	(旧) 生活協同組合 パルシステム 神奈川 ゆめコープ	(旧) 港北区新横浜二丁目 15 番地の 10	(旧) 生活協同組合 パルシステム 神奈川 ゆめコープ ぬくもり 藤が丘	
令和 5 年 5 月 22 日	あんしんケア アマネジメ株式会社	西区高島二丁目 10 番 13 号	あんしんケア 鶴見	(新) 鶴見区鶴見中央一丁目 21 番 11 号
				(旧) 鶴見区鶴見中央二丁目 2 番 23 号
令和 5 年 7 月 31 日	生活協同組合 パルシステム 神奈川	港北区新横浜三丁目 18 番地の 16	生活協同組合 パルシステム 神奈川 ぬくもり 藤が丘	(新) 青葉区もえぎ野 13 番地の 21
				(旧) 青葉区藤が丘二丁目 4 番地の 14
令和 6 年 4 月 1 日	楓の風在宅療養支援株式会社	(新) 港北区新横浜三丁目 2 番地の 6	在宅療養支援ステーション 楓の風 戸塚	戸塚区平戸町 678 番地の 1
		(旧) 神奈川区鶴屋町 3 丁目 32 番地の 13		

8 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 6 年 4 月 1 日	楓の風在宅療養支援株式会社	(新) 港北区新横浜三丁目 2 番地の 6	在宅療養支援ステーション 楓の風横浜あさひ	旭区中尾二丁目 2 番 15 号
		(旧) 神奈川区鶴屋町 3 丁目 32 番地の 13		
同	同	(新) 港北区新横浜三丁目 2 番地の 6	在宅療養支援ステーション 楓の風金沢文庫	金沢区釜利谷東二丁目 9 番 14 号
		(旧) 神奈川区鶴屋町 3 丁目 32 番地の 13		
同	グッドフェイス株式会社	港北区綱島西二丁目 7 番 18 号	訪問看護リハビリステーションホーム	(新) 港北区綱島西二丁目 7 番 18 号
				(旧) 港北区樽町四丁目 5 番 3 号
同	楓の風在宅療養支援株式会社	(新) 港北区新横浜三丁目 2 番地の 6	在宅療養支援ステーション 楓の風戸塚	戸塚区平戸町 678 番地の 1
		(旧) 神奈川区鶴屋町 3 丁目 32 番地の 13		

9 介護予防事業者（介護予防通所リハビリテーション）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 5 年 7 月 24 日	公益社団法人日本海員掖済会	(新) 東京都文京区湯島 1 丁目 5 番 28 号	介護老人保健施設 えきさい 横浜	中区山田町 1 番地の 1
		(旧) 東京都中央区明石町 1 番 29 号		

10 介護予防事業者（介護予防短期入所療養介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 5 年 7 月 24 日	公益社団法人日本海員掖済会	(新) 東京都文京区湯島 1 丁目 5 番 28 号	介護老人保健施設 えきさい 横浜	中区山田町 1 番地の 1

		(旧) 東京都中央区明石町 1 番 29 号	
--	--	---------------------------	--

11 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
令和 5 年 5 月 1 日	合同会社アウル	磯子区上中里町 393 番地の 1	訪問介護ふくろう	(新) 磯子区上中里町 393 番地の 1 (旧) 磯子区馬場町 3 番 3 号
令和 5 年 5 月 12 日	合同会社 Human Connection	(新) 中区富士見町 2 番地の 6 (旧) 中区長者町 3 丁目 8 番地の 13	訪問介護らふケア	(新) 中区富士見町 2 番地の 6 (旧) 中区長者町 3 丁目 8 番地の 13
令和 5 年 5 月 22 日	あんしんケアマネジメント株式会社	西区高島二丁目 10 番 13 号	あんしんケア鶴見	(新) 鶴見区鶴見中央一丁目 21 番 11 号 (旧) 鶴見区鶴見中央二丁目 2 番 23 号
令和 5 年 10 月 27 日	特定非営利活動法人ホームヘルプサービス緑	(新) 緑区霧が丘四丁目 18 番地の 17 (旧) 緑区十日市場町 1, 25 8 番地の 4	ホームヘルプサービス緑	(新) 緑区霧が丘四丁目 18 番地の 17 (旧) 緑区十日市場町 831 番地の 6
令和 6 年 4 月 1 日	(新) 労働者協同組合労協センター事業団 (旧) 企業組合労協センター事業団	東京都豊島区東池袋 1 丁目 44 番 3 号	労協横浜戸塚地域福祉事業所訪問介護であいの家	戸塚区戸塚町 1, 545 番地の 2

12 介護予防・日常生活支援総合事業者（通所型サービス）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
令和 6 年 4 月 1 日	(新) 労働者協同組合労協センター事業団	東京都豊島区東池袋 1 丁目 44 番 3 号	(新) 横浜中部地域福祉事業所	中区寿町 3 丁目 12 番地の 5

	(旧) 企 業 組 合 労 協 セ ン タ 一 事 業 団		(旧) 企 業 組 合 労 協 セ ン タ 一 事 業 団 横 浜 中 部 地 域 福 祉 事 業 所	
同	(新) 労 働 者 協 同 組 合 労 協 セ ン タ 一 事 業 団	同	労 協 横 浜 戸 塚 地 域 福 祉 事 業 所 で あ い の 家	戸 塚 区 戸 塚 町 2,599 番 地
	(旧) 企 業 組 合 労 協 セ ン タ 一 事 業 団			

横浜市告示第 305 号

生活保護法に基づく指定介護機関の休止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり休止した旨の届出があった。

令和 6 年 7 月 12 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 6 月 1 日	福祉クラブ生活協同組合	港北区新羽町 868 番地	福祉クラブ生協訪問介護ステーションおひさま	磯子区磯子二丁目 8 番 13 号

2 居宅介護事業者（訪問看護）

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 5 月 31 日	医療法人社団明芳会	東京都板橋区小豆沢 2 丁目 12 番 7 号	医療法人社団明芳会横浜旭中央総合病院	旭区若葉台四丁目 20 番 1 号

3 居宅介護支援事業者

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和 6 年 5 月 31 日	医療法人社団明芳会	東京都板橋区小豆沢 2 丁目 12 番 7 号	医療法人社団明芳会横浜旭中央総合病院	旭区若葉台四丁目 20 番 1 号

4 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 6 年 5 月 31 日	医療法人社団明芳会	東京都板橋区小豆沢 2 丁目 12 番 7 号	医療法人社団明芳会横浜旭中央総合病院	旭区若葉台四丁目 20 番 1 号

5 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
令和 6 年 6 月 1 日	福祉クラブ生活協同組合	港北区新羽町 868 番地	福祉クラブ生協訪問介護ステーション	磯子区磯子二丁目 8 番 13 号

		おひさま	
--	--	------	--

横浜市告示第 306 号

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 6 年 7 月 12 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 3 月 10 日	合同会社カルテット	港北区菊名七丁目 5 番 35 号	和おんケアサ一ビス	西区中央一丁目 19 番 5 号
令和 6 年 6 月 1 日	福祉クラブ生活協同組合	港北区新羽町 868 番地	福祉クラブ生協訪問介護テーションりぼん	金沢区釜利谷東二丁目 10 番 5 号

2 居宅介護事業者（訪問看護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 5 月 31 日	株式会社レミニス	神奈川区西神奈川三丁目 18 番地の 1	のぼたん横浜訪問看護ステーション	神奈川区西神奈川三丁目 18 番地の 1

3 居宅介護事業者（認知症対応型共同生活介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 5 月 31 日	株式会社サンライフ	都筑区北山田五丁目 1 番 45 号	グループホームサンライフ青葉	青葉区成合町 443 番地の 2

4 居宅介護支援事業者

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和 6 年 4 月 30 日	合同会社カルテット	港北区菊名七丁目 5 番 35 号	和おんケアプランニング	西区中央一丁目 19 番 5 号
同	有限会社メイプルハンド	東京都町田市野津田町 2,662 番地の 1	居宅介護支援もみじのて中山	緑区寺山町 18 0 番地の 1

5 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地

令和 6 年 5 月 31 日	株式会社レ ミニス	神奈川県西 神奈川三丁 目 18 番地 の 1	のぼたん横 訪問看護ステ ーション	神奈川県西 神奈川三丁目 18 番地の 1
--------------------	--------------	----------------------------------	-------------------------	-----------------------------

6 介護予防事業者（介護予防短期入所生活介護）

廃止年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事業 所の所在地
令和 6 年 6 月 1 日	社会福祉法 人横浜市福 祉サービス 協会	西区桜木町 6 丁目 31 番 地	社会福祉法 人横浜市福 祉協会新 鶴見ホーム	鶴見区江ヶ崎 町 2 番 42 号

7 介護予防事業者（介護予防認知症対応型共同生活介護）

廃止年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事業 所の所在地
令和 6 年 5 月 31 日	株式会社サ ンライフ	都筑区北山 田五丁目 1 番 45 号	グループホー ムサンライフ 青葉	青葉区成合町 443 番地の 2

公告

横浜市公告第 362 号

市有地の貸付けに関する一般競争入札の施行  
次のとおり一般競争入札を行う。

令和 6 年 7 月 12 日

契約事務受任者

脱炭素・GREEN × EXPO 推進局長 堀田 和 宏

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有地の貸付け

(2) 物件の所在等

土地の所在	地目	地積 ( m <sup>2</sup> )
瀬谷区上瀬谷町 46 番地の 4 外	雑種地	1,020.96

(3) 最低貸付価格 ( 月額 )

366,524 円

(4) 貸付物件の使用目的 ( 用途指定 )

瀬谷区上瀬谷町土地公募貸付実施要領による。

(5) 貸付期間

1 年間 ( 自動更新 1 回 ( 1 年 ) まで可 )

(6) 入札に付す条件

瀬谷区上瀬谷町土地公募貸付実施要領による。

2 瀬谷区上瀬谷町土地公募貸付実施要領の交付

(1) 交付期間

令和 6 年 7 月 12 日から令和 6 年 7 月 26 日まで ( 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 ( 昭和 23 年法律第 178 号 ) に規定する休日除く午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで )

(2) 交付場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10 横浜市役所 30 階  
横浜市脱炭素・GREEN × EXPO 推進局上瀬谷交通整備部上瀬谷交通整備課  
電話 045(671)4607

3 入札参加資格

個人、団体及び法人。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2) 契約条項に違反し、この事実があった後 2 年を経過しない者

(3) 正当な理由なく契約を締結せず、この事実があった後 2 年を

経過しない者

- (4) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
  - (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者
  - (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 1 項各号に該当する団体、その役員及び構成員
  - (7) その他、借受人として適さないと判断される者
- 4 入札参加の手続
- 当該入札に参加を希望する者は、必要書類を各 1 部用意し、受付期間内に受付場所まで直接持参すること。
- (1) 必要書類  
瀬谷区上瀬谷町土地公募貸付実施要領による。
  - (2) 受付期間  
第 2 項第 1 号に同じ。
  - (3) 受付場所  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10 横浜市役所 30 階  
横浜市脱炭素・GREEN × EXPO 推進局上瀬谷交通整備部上瀬谷交通整備課  
電話 045(671)4607
- 5 入札及び開札の日時及び場所
- 令和 6 年 8 月 6 日午前 10 時  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市役所 30 階 30S01 共用会議室
- 6 入札保証金
- 入札保証金は免除する。
- 7 入札の無効
- 次の入札は無効とする。
- (1) 第 3 項の資格条件を満たさない者が行った入札
  - (2) 瀬谷区上瀬谷町土地公募貸付実施要領における入札実施要領第 7 条に定める入札
- 8 貸付料の納入方法
- 本市が発行する納入通知書により、年度ごとに本市が定める期日までに納付すること。
- 9 その他
- 詳細は瀬谷区上瀬谷町土地公募貸付実施要領による。

横浜市公告第 363 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 6 年 7 月 12 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

キーサウス

都筑区茅ヶ崎中央 14 番 12 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社横浜都市みらい

代表取締役 椿 真吾

都筑区荏田東四丁目 10 番 4 号

(3) 変更しようとする事項

変更しようとする事項	変更前	変更後
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付 図面（変更前） 記載のとおり 収容台数 356 台	位置 届出書の添付 図面（変更後） 記載のとおり 収容台数 289 台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付 図面（変更前） 記載のとおり 収容台数 186 台	位置 届出書の添付 図面（変更後） 記載のとおり 収容台数 186 台

（添付図面は省略）

(4) 変更する年月日

令和 7 年 2 月 21 日

(5) 変更する理由

営業計画変更のため

2 届出年月日

令和 6 年 6 月 20 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 364 号

事 後 調 査 計 画 書 の 提 出

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 （ 平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 ） 第 38  
条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 駅 きた 西 口 鶴 屋 地 区 第 一 種 市 街 地 再  
開 発 事 業 に 係 る 事 後 調 査 計 画 書 の 提 出 が あ っ た 。

令 和 6 年 7 月 12 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横浜市公告第 365 号

排水設備指定工事店の変更

横浜市排水設備指定工事店規則（平成 11 年 1 月横浜市規則第 1 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、排水設備指定工事店を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 7 月 12 日

横浜市長 山中 竹 春

変更年月日	指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地
令和 6 年 4 月 1 日	00967	(新)環境装備株式会社保土ヶ谷事務所	三 浦 計 幸	(新)保土ヶ谷区常盤台 61 番地の 39
		(旧)環境装備株式会社横浜事業所		(旧)瀬谷区瀬谷二丁目 44 番地の 1
令和 6 年 5 月 29 日	30518	東都熱工業株式会社	(新)池 田 貴 行	川崎市川崎区富士見 2 丁目 5 番 6 号
			(旧)林 田 武	

横浜市公告第 366 号

建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 70 条第 1 項の規定に基づき、藤和フレッシュタウン上大岡建築協定の認可申請があったので、次のとおり、同法第 71 条の規定に基づき関係人の縦覧に供するとともに、同法第 72 条第 1 項の規定に基づき公開による意見の聴取を行う。

この公開による意見の聴取に出席して意見を述べたい者は、縦覧期間満了の日までに横浜市建築局建築指導部建築企画課に申し出なければならない。

令和 6 年 7 月 12 日

横浜市長 山中竹春

- 1 縦覧期間  
令和 6 年 7 月 19 日から令和 6 年 8 月 16 日まで
- 2 縦覧場所  
横浜市建築局建築指導部建築企画課  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
- 3 縦覧時間  
午前 9 時から午後 5 時まで
- 4 公開による意見の聴取の期日  
令和 6 年 8 月 30 日午前 10 時
- 5 公開による意見の聴取の場所  
別所若葉台町内会館  
南区别所六丁目 7 - 15

横 浜 市 公 告 第 367 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 7 月 12 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 5 年 11 月 22 日 第 2023 開 1406 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
瀬 谷 区 相 沢 一 丁 目 4 番 地 の 1  
株 式 会 社 真 和 産 業  
代 表 取 締 役 川 口 俊 彦
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
瀬 谷 区 本 郷 一 丁 目 64 番 の 10 、 64 番 の 53 、 64 番 の 54 及 び 64 番 の 56  
か ら 64 番 の 70 ま で

横 浜 市 公 告 第 368 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 6 年 7 月 12 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 6 年 2 月 21 日 第 2023 開 1212 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
中 区 常 盤 町 1 丁 目 5 番 地  
株 式 会 社 フ レ ー ル  
代 表 取 締 役 伊 藤 輝 彦
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
緑 区 霧 が 丘 四 丁 目 22 番 の 4 、 22 番 の 29 、 22 番 の 30 及 び 22 番 の 33  
か ら 22 番 の 36 ま で

横 浜 市 公 告 第 369 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 6 年 7 月 12 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 6 年 2 月 28 日 第 2023 開 1722 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
青 葉 区 元 石 川 町 3,718 番 地 の 11  
黒 沼 マ キ
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
青 葉 区 あ ざ み 野 四 丁 目 16 番 の 4 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 370 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 7 月 12 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号  
第 2024 ・ 7 ・ 3 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 6 年 7 月 2 日
- 3 道 路 の 幅 員  
6.00 m
- 4 道 路 の 延 長  
6.00 m
- 5 指 定 の 場 所  
保 土 ヶ 谷 区 月 見 台 32 番 の 23
- 6 申 請 者 の 氏 名  
テ ィ ・ ワ ー ク ス 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 二 村 淳 一

横 浜 市 公 告 第 371 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 7 月 12 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号  
第 2024 ・ 8 ・ 2 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 6 年 7 月 3 日
- 3 道 路 の 幅 員  
5.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
28.94 m
- 5 指 定 の 場 所  
旭 区 笹 野 台 一 丁 目 77 番 の 19 、 77 番 の 20 及 び 77 番 の 22
- 6 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 坂 本 不 動 産  
代 表 取 締 役 坂 本 又 二

横 浜 市 公 告 第 372 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 7 月 12 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号  
第 2024 ・ 8 ・ 1 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 6 年 6 月 27 日
- 3 道 路 の 幅 員  
5.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
41.27 m
- 5 指 定 の 場 所  
旭 区 東 希 望 が 丘 192 番 の 25 の 一 部 及 び 194 番 の 35
- 6 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 T K ' s ラ ン ド  
代 表 取 締 役 入 江 弘 之

横浜市公告第 373 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 7 月 12 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定番号  
第 2024 ・ 11 ・ 5 号
- 2 指定年月日  
令和 6 年 7 月 3 日
- 3 道路の幅員  
4.50 m
- 4 道路の延長  
16.16 m
- 5 指定の場所  
港北区新吉田東一丁目 1,240 番の 1
- 6 申請者の氏名  
ネクストライフ株式会社  
代表取締役 石橋 賢 一

横 浜 市 公 告 第 374 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ  
く 指 定 道 路 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 6 年 7 月 12 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 廃 止 年 月 日  
令 和 6 年 7 月 12 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
4.00 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
46.85 m
- 4 廃 止 の 場 所  
南 区 宮 元 町 四 丁 目 102 番 の 4

横浜市公告第 375 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 7 月 12 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号  
第 40・65 号
- 2 廃止年月日  
令和 6 年 7 月 12 日
- 3 廃止部分の道路の幅員  
4.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長  
97.20 m
- 5 廃止の場所  
南区別所中里台 674 番の 5 地先から 1,694 番の 70 地先まで

横 浜 市 公 告 第 376 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ  
く 指 定 道 路 を 、 次 の と お り 一 部 廃 止 し た 。

令 和 6 年 7 月 12 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 廃 止 年 月 日  
令 和 6 年 7 月 3 日
- 2 廃 止 する 道 路 の 幅 員  
4.00 m
- 3 廃 止 する 道 路 の 延 長  
10.03 m
- 4 廃 止 の 場 所  
都 筑 区 川 和 町 1,411 番 の 3 の 一 部

横浜市公告第 377 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 7 月 12 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号  
第 39・93 号
- 2 廃止年月日  
令和 6 年 6 月 28 日
- 3 廃止部分の道路の幅員  
6.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長  
82.30 m
- 5 廃止の場所  
泉区下飯田町 893 番の 11 地先から 897 番の 8 地先まで

区 告 示

南区告示第 7 号（令和 6 年 7 月 1 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、大橋町町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 7 月 1 日

横浜市南区長 高 澤 和 義

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	水 口 重 雄 南区大橋町 2 丁目 40 番 地	小 峰 史 也 南区大橋町 2 丁目 43 番 地の 9

南区告示第 8 号（令和 6 年 7 月 1 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、六ツ川三金自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 7 月 1 日

横浜市南区長 高 澤 和 義

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	藤 澤 隆 文 南区六ツ川二丁目 10 番 地の 29	朝 倉 久 南区六ツ川二丁目 3 番 地の 138

戸塚区告示第 13 号（令和 6 年 7 月 4 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、柳作町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 7 月 4 日

横浜市戸塚区長 近 藤 武

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	北 見 秀 明 戸塚区矢部町 788 番地	山 田 俊 彦 戸塚区戸塚町 4,978 番 地の 2

戸塚区告示第 14 号（令和 6 年 7 月 4 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、柳作町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 7 月 4 日

横浜市戸塚区長 近 藤 武

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	山 田 俊 彦 戸塚区戸塚町 4,978 番 地の 2	濱 野 朋 之 戸塚区矢部町 642 番地 の 30

栄区告示第 12 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、亀井町自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 7 月 12 日

横浜市栄区長 松 永 朋 美

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名	田 中 義 章	廣 瀬 吉 正
及び住所	栄区亀井町 4 番 28 号	栄区亀井町 11 番 3 号

---

区 公 告

---

金 沢 区 公 告 第 83 号 ( 令 和 6 年 6 月 28 日 掲 示 済 )

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 の 失 効

次 の 自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 は 、 失 効 し た の で 公 告 す る 。

令 和 6 年 6 月 28 日

横 浜 市 金 沢 区 長 齋 藤 真 美 奈

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 番 号	失 効 年 月 日
横 35 - 83 浜 横 浜	令 和 6 年 4 月 21 日

医療局病院経営本部

横浜市病院事業の経営する病院条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 7 月 12 日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木 宏 昌

医療局病院経営本部規程第 11 号

横浜市病院事業の経営する病院条例施行規程の一部を改正する規程

横浜市病院事業の経営する病院条例施行規程（平成 17 年 3 月病院経営局規程第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表第 6 を次のように改める。

第 15 条 別表第 6

病 院	種 別	金 額
市民病院	がんどック（基本）	47,300 円
	がんどック（男性）	53,900 円
	がんどック（女性）	72,600 円
	脳ドック	56,100 円
	肝胆膵ドック	34,100 円
	腫瘍マーカー検査 （CA19-9、Dupan-2、PIVKA-II、AFP）	6,600 円
	動脈硬化スクリーニング検査	2,700 円
	認知症リスク判定検査	9,800 円
	ApoE 遺伝子検査	21,700 円
	心臓ドック	56,100 円
脳卒中・神経脊椎センター	アディポネクチン検査	2,200 円
	ペントラキシン 3 検査	4,400 円
	スモールデンス LDL コレステロール検査	3,520 円
	TNF- $\alpha$ 検査	4,290 円
	LOX-INDEX 検査	9,900 円

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

教育委員会

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 7 月 12 日

横浜市教育委員会

横浜市教育委員会規則第 8 号

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則（昭和 36 年 4 月横浜市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表秋葉中学校の部左欄中「品濃町 1 番地」の次に「（国道 1 号以北）、2 番地」を加え、「62 番地から 64 番地まで、73 番地、74 番地、84 番地から 90 番地まで、95 番地から 98 番地まで、99 番地（国道 1 号以南）、」を削り、「224 番地の 6 から」の次に「229 番地まで、231 番地から」を加え、同部川上小学校の項中「前田町」の次に「1 番地から 61 番地まで、65 番地から 72 番地まで、76 番地から 83 番地まで、91 番地から 94 番地まで、101 番地から 103 番地まで、105 番地から 139 番地まで、141 番地から 144 番地まで、146 番地から 213 番地まで、214 番地の 2 から 224 番地の 5 まで、」を加え、「377 番地まで、430 番地から 439 番地まで、450 番地から 507 番地まで、508 番地の 1（崖の上）、508 番地の 2 から 521 番地まで」を「終りまで」に改め、同部秋葉小学校の項中「、前田町 1 番地から 61 番地まで、65 番地から 72 番地まで、75 番地から 83 番地まで、91 番地から 94 番地まで、99 番地（国道 1 号以北）、100 番地から 213 番地まで、214 番地の 2 から 224 番地の 5 まで、378 番地から 429 番地まで、440 番地から 449 番地まで、508 番地の 1（崖の下）、522 番地の終りまで」を削り、同部品濃小学校の項中「、74 番地」を「から 75 番地まで」に改め、「98 番地まで、99 番地（国道 1 号以南）」を「100 番地まで、104 番地、140 番地、145 番地」に改め、同表平戸中学校の部左欄を次のように改める。

平戸中 学校	平戸台小学校区域 東品濃小学校区域 平戸小学校区域のう ち品濃町 532 番地か ら 534 番地まで、55
-----------	--

4 番地から 556 番地  
 まで、平戸町 1 番地  
 から 39 番地まで、52  
 番地、53 番地、56 番  
 地から 79 番地まで、  
 81 番地から 86 番地ま  
 で、169 番地から 31  
 5 番地まで、452 番  
 地から 1,005 番地ま  
 で、1,012 番地（国  
 道 1 号以北）、1,01  
 3 番地（国道 1 号以  
 北）、1,017 番地か  
 ら 1,019 番地まで、  
 1,280 番地から 1,28  
 6 番地まで、1,300  
 番地から 1,302 番地  
 まで、2,229 番地か  
 ら 2,246 番地まで、  
 5,405 番地から 5,42  
 3 番地まで、平戸四  
 丁目 1 番から 16 番 60  
 号まで、16 番 64 号か  
 ら 36 番まで、平戸五  
 丁目 2 番から 37 番ま  
 で  
 品濃小学校区域のう  
 ち品濃町 1 番地（国  
 道 1 号以南）、516  
 番地から 531 番地ま  
 で、535 番地から 53  
 7 番地まで、前田町  
 62 番地から 64 番地ま  
 で、73 番地から 75 番  
 地まで、84 番地から  
 90 番地まで、95 番地  
 から 100 番地まで、  
 104 番地、140 番地  
 、145 番地、230 番  
 地

附 則

( 施 行 期 日 )

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

( 経 過 措 置 )

- 2 この規則による改正後の横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の規定（通学区域の変更に係る部分に限る。）は、この規則の施行の日以後に当該通学区域に係る横浜市立小学校に就学する者（転入学する者を含み、同日前から引き続き学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 5 条第 2 項の規定により当該市立小学校に指定されている者を除く。）について適用し、同日前から引き続き同項の規定により当該市立小学校に指定されている者については、なお従前の例による。

職員共済組合

横浜市職員共済組合公告第 7 号

令和 5 年度横浜市職員共済組合決算

令和 6 年 6 月 21 日開催の組合会において議決を経た令和 5 年度決算を横浜市職員共済組合定款（昭和 37 年 12 月横浜市職員共済組合公告第 1 号）第 37 条の規定により、公告する。

令和 6 年 7 月 12 日

横浜市職員共済組合  
理事長 大久保 智 子

1 短期経理

貸借対照表の要旨

（令和 6 年 3 月 31 日現在） （単位：百万円）

借 方	金 額	貸 方	金 額
流動資産	2,689	流動負債	81
		固定負債	1,739
		剰余金	868
合 計	2,689	合 計	2,689

損益計算書の要旨

（令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日） （単位：百万円）

損 失	金 額	利 益	金 額
経常費用	22,296	経常収益	23,216
次年度繰越支払準備金	1,739	前年度繰越支払準備金	1,403
特別損失	0	特別利益	10
当期利益金	593		
合 計	24,630	合 計	24,630

2 厚生年金保険経理

貸借対照表の要旨

（令和 6 年 3 月 31 日現在） （単位：百万円）

借 方	金 額	貸 方	金 額
流動資産	2,578	流動負債	2,578
合 計	2,578	合 計	2,578

損益計算書の要旨

（令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日） （単位：百万円）

損 失	金 額	利 益	金 額
経常費用	45,394	経常収益	45,394
合 計	45,394	合 計	45,394

3 退職等年金経理

貸借対照表の要旨

( 令和 6 年 3 月 31 日 現在 ) ( 単位 : 百万円 )

借 方	金 額	貸 方	金 額
流動資産	183	流動負債	183
合 計	183	合 計	183

損益計算書の要旨

( 令和 5 年 4 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 31 日 ) ( 単位 : 百万円 )

損 失	金 額	利 益	金 額
経常費用	2,938	経常収益	2,938
合 計	2,938	合 計	2,938

4 経過的長期経理

貸借対照表の要旨

( 令和 6 年 3 月 31 日 現在 ) ( 単位 : 百万円 )

借 方	金 額	貸 方	金 額
流動資産	1	流動負債	1
合 計	1	合 計	1

損益計算書の要旨

( 令和 5 年 4 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 31 日 ) ( 単位 : 百万円 )

損 失	金 額	利 益	金 額
経常費用	269	経常収益	269
合 計	269	合 計	269

5 業務経理

貸借対照表の要旨

( 令和 6 年 3 月 31 日 現在 ) ( 単位 : 百万円 )

借 方	金 額	貸 方	金 額
流動資産	180	流動負債	7
固定資産	0	固定負債	8
		剰余金	164
合 計	181	合 計	181

損益計算書の要旨

( 令和 5 年 4 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 31 日 ) ( 単位 : 百万円 )

損 失	金 額	利 益	金 額
経常費用	326	経常収益	297
特別損失	0	特別利益	0
		当期損失金	29
合 計	327	合 計	327

6 保健経理

貸借対照表の要旨

( 令和 6 年 3 月 31 日 現在 ) ( 単位 : 百万円 )

借 方	金 額	貸 方	金 額
流動資産	1,033	流動負債	159
固定資産	0	剰余金	874
合 計	1,033	合 計	1,033

損益計算書の要旨

( 令和 5 年 4 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 31 日 ) ( 単位 : 百万円 )

損 失	金 額	利 益	金 額
経常費用	528	経常収益	623
特別損失	0	特別利益	0
当期利益金	95		
合 計	624	合 計	624

7 貸付経理

貸借対照表の要旨

( 令和 6 年 3 月 31 日 現在 ) ( 単位 : 百万円 )

借 方	金 額	貸 方	金 額
流動資産	1,666	流動負債	1
固定資産	2,826	剰余金	4,491
合 計	4,493	合 計	4,493

損益計算書の要旨

( 令和 5 年 4 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 31 日 ) ( 単位 : 百万円 )

損 失	金 額	利 益	金 額
経常費用	15	経常収益	29
特別損失	0		
当期利益金	14		
合 計	29	合 計	29

( 注 ) 表中の金額は百万円単位で表示し、表示単位未満は切り捨てた。そのため、合計と内訳の合計が一致しない場合がある。

---

正誤

---

令和 6 年定期第 165 号 67 ページ上から 7 行目「第 3 条」は「第 6 条」の誤り。